

松本市告示第200号

「SOUND s MATSUMOTO」ロゴマーク及びキャッチコピーの使用に関する要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

松本市長 臥雲 義尚



「SOUND s MATSUMOTO」ロゴマーク及びキャッチコピーの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市の観光ブランドイメージを内外に発信することを目的に、「SOUND s MATSUMOTO」のロゴマーク及びキャッチコピー（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマークは、次のとおりとする。



2 キャッチコピーは、「SOUND s MATSUMOTO」とする。

(ロゴマーク等に関する権限)

第3条 ロゴマーク等に関する全ての権利は、本市に帰属するものとする。

(使用申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ「SOUND s MATSUMOTO」ロゴマーク等使用申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。

(ガイドラインの遵守)

第5条 ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）は、市長が別に定めるロゴマーク等のデザインに係るガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(使用の中止等)

第6条 市長は、使用者によるロゴマーク等の使用が次の各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあることが明らかであると認めるときは、当該使用を差し止め、又は中止させることができる。この場合において、使用者に生じた損害に対しては、市長はその責を負わない。

- (1) 松本市の品位を傷つけるとき。
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき。

(4) 市民、観光客等に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用状況等の調査)

第8条 市長は、ロゴマーク等の適正な活用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、使用状況について報告を求めることができる。

(使用者の責務)

第9条 ロゴマーク等が表示されたものに関する事故又は苦情が発生した場合における一切の責任は使用者が負うものとし、当該使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。